千葉県在宅医療機関等における安全確保対策推進事業補助金交付要綱Q&A

NO	内容	質問	回答	備考
INO	NA	73.1	凹台	朋考
1	対象事業者	県内の訪問看護事業所が対象であるが、政令指定都市や中核市に所在する事業所でも対象となるか。	対象となります。	
2	対象事業者	県内の訪問看護事業所が対象であるが、介護事業所としての届出のみでも対象となるか。	対象となります。	
3	対象事業者	これから千葉県内で訪問看護事業所を開設する予定だが、申請できるか。	介護保険法に基づく都道府県知事または指定都市・中核市市長による居宅介護サービス事業者および介護予防サービス事業者としての指定もしくは健康保険法に基づく地方厚生(支)局長による訪問看護事業者として指定を受け、県内で現に運営している事業所が対象となります。	
4	補助基準額 ・補助上限額	補助基準額と補助上限額とは?	補助基準額は補助対象となる経費の最大の総額としています。補助上限額は、交付する補助金の最大の額になります。 補助基準額 <u>6万円</u> ×補助率 <u>2/3</u> =補助上限額 <u>4万円</u>	
5	補助上限額	安全対策機器1台につき40,000円まで補助してもらえるということか。	安全対策機器を何台購入されても、1事業所につき40,000円までの補助 となります。 (例) 22,000円の安全対策機器を3台購入 → 22,000円×3台×2/3 (補助率) = 44,000円 44,000円>40,000円(補助上限額)のため、40,000円補助	
6	対象経費	セキュリティーサービスの「初期導入経費」とは具体的にどういうものか。	初期登録費用や加入料金、通報装置機器類といった初期導入時に発生する備品及び付属品購入代金等になります。契約時に契約金と併せて支払う初回月の基本料 (継続費用) は対象となりません。	
7	対象経費	セキュリティーサービスの導入後の、月額利用料金も対象経費となる か。	ランニングコストは対象になりません。	
8	対象経費	安全対策機器として、スマートフォンやタブレットを購入する場合、対 象経費となるか。	対象になりません。(安全確保に特化した機能を持つもののみ対象とし、 汎用的な製品は対象外 とします) ※対象となるか分からない機器がありましたら、個別にお問い合わせください。	
9	対象経費	令和8年4月11日に納品があり、代金を支払った。この場合、補助金の対象となるか。	令和7年度の事業となるため、令和7年度中(令和8年3月31日まで)に納品・支払いが終わっていない場合は、補助金の対象にはなりません。	
10	対象経費	令和7年11月1日に物品を購入(またはサービス導入の契約)をしたが、 この場合、補助金の対象となるか。	対象事業は、「事業の実施及び事業に係る経費の支払いが令和7年11月7日から令和8年3月31日までに実施されたもの」としているので、補助金の対象となりません。	
11	申請方法	まず何から始めたらいいのか。	①安全確保のために必要な物品またはサービスについて、パンフレットや説明書等情報を集め、業者から見積もりをとってください。 ②千葉県ホームページから、交付申請に必要な様式(第1号様式一式)をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、①の見積もりの写しとパンフレット等と共に、郵送または電子メールで県に送付してください。	
12	対象経費 ・申請方法	消費税は補助金対象となるか。	消費税は補助金対象となりません。 申請は消費税を抜いた額で記載してください。また見積書は税込・税抜の別、税額がわかるものをご提出ください。	
13	申請方法	支出予定額に消費税を含めた金額を記載し申請してしまった。	県担当者にご相談ください。	
14	申請方法	最終的な補助金額が確定した後に、申請額に消費税が含まれていたことが分かった。どうしたらよいか。	県担当者にご相談のうえ、第5号様式(消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書)とその添付資料をご用意ください。	
15	申請方法	法人で訪問看護事業所を5か所運営している。この場合、1法人で申請すべきか。	事業所単位で補助するものであるため、事業所単位で申請してください。	
16	申請方法	千葉県に交付申請書を提出したので、物品を購入またはサービス導入の 契約をしてよいか。	千葉県から <u>交付決定通知が送られてきてから、物品を購入またはサービ</u> ス導入の契約をしてください <u>。</u>	
17	申請方法	今回の交付決定額は2万円だった。補助額が上限額4万円になるまで何度 も交付申請をしてよいか。	申請は1事業所につき1回までとします。	
18	申請方法	交付申請をし、交付決定通知書をもらったが、購入予定の物品の額が変わってしまった。どうしたらいいか。	県に問合せのうえ、第2号様式(変更(中止・廃止)承認申請書)とそ の添付書類をご用意ください。	
19	その他	自治体から別途補助金が使えるが、併用は可能か。	併用はできません。	
	<u> </u>	<u> </u>		